

## 固定資産税

### ● 固定資産税とは ●

この税金は、土地や家屋を持っているとかかってくる税金で、持っているあいだ毎年かかってくるというのが特徴です。税金を納める人は、毎年1月1日（これを賦課期日といいます）現在、各市町村に備え付けられた固定資産課税台帳にその土地、家屋の所有者として登録されている人です。



#### 計算方法

いくら納めるかですが、それは次の算式によります。

$$\text{土地または家屋の価額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

この算式で「土地または家屋の価額」というのは、固定資産税評価額とされています。税率は、各市町村によって異なる場合がありますが、標準となる税率は100分の1.4です。

納期前に市町村から納税通知書が送られてきますので、申告の必要はありません。納期は市町村により異なる場合がありますが、通常は4月、7月、12月、翌年の2月の4期になっています。

なお、課税標準が土地30万円、家屋20万円に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

#### 固定資産税の特例

##### ① 住宅用地の軽減措置

住宅の敷地の用に供されている土地については、軽減措置があります。この適用を受けるには、例によっていくつかの要件があります。この要件は概ね下記の通りであり、この要件に該当するものを「住宅用地」といいます。

- ① もっぱら人の居住の用に供されている家屋の敷地であること。なお、一部が居住の用に供されている家屋（店舗併用住宅など）の場合には、居住部分の割合が4分の1以上のものに限られます。
- ② 一部が居住の用に供されている家屋の敷地の場合には、家屋の区分及び居